



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース30号
2023年10月23日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

次回期日は証人尋問 法廷を埋め尽くそう

10月5日の控訴審第6回口頭弁論には、傍聴、報告集会ともに60名を超える参加がありました。有り難うございます。

お願いしていた証人採用を求める要請ハガキは、事務局で集めて提出したもので二百数十枚にのぼりました。切手を貼って投函して下さったものも多数あると耳にしています。短期間のうちにご協力いただき、感謝いたします。おかげで次回期日は証人尋問と決まりました。

前期期日（7月13日）からこの日まで
に書面のやりとりがありました。

一審被告の岐阜県及び国からは、①「訴えの変更」について（＝認めるべきではない）②証人尋問について（＝必要性がない）の意見書が出されました。これに対して一審原告側は、①への反論の意見書と、公安警察官に対する尋問事項を整理した「証拠申出書補充書」を出していました。 <次ページに続く>

§ 裁判所前集会・報告集会の動画をHPIにアップしています。視聴してみてください。§

《次回口頭弁論(証人尋問)ご案内》

日時：2023年 12月 12日(火) 10時～

場所：名古屋高等裁判所 1号法廷

9:20 ～ 裁判所前集会／10:00 ～ 口頭弁論

口頭弁論終了後、桜華会館にて報告集会

★公安警察官の証人尋問が実現すれば

この日の午後、及び 12月14日(木)10時～

第6回口頭弁論「展開は良い方に」 弁護団の見解

法廷では、横山文夫弁護士が口頭で意見を述べ、公安警察官の証人尋問の必要性及び民事訴訟法191条の「職務上の秘密」に関する証言拒絶権の判断権者は裁判所であることを強く訴えました。

報告集会では、弁護団から「全体として、展開は良いほうに行っている」という感想

が口々に出されました。警察官証人は勝ち取りたい、しかし明らかにこの裁判体での判決を避けるために「引き延ばし」にかかっている被告側の術中には嵌まりたくない…弁護団も悩んでいました。長谷川裁判長は「自分で判決を書く気満々」のようで、裁判の進行のテンポを早めています。原告・弁護団としては、意欲ある裁判長に、中身の濃い判決を書いて欲しいと願っています。



實原証人の採用を決定

實原隆志・南山大学大学院法学研究科教授を専門家証人として呼ぶことは決まりました。實原教授のご都合と裁判所の都合に若干齟齬があったのですが、實原教授が調整をして下さるということで、12月12日（火）10時～名古屋高裁1号法廷での實原教授の専門家証人尋問が決まりました。

警察官証人は保留時間と法廷は確保

「公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁の承認を得なければならない」という民事訴訟法191条の規定に基づき、裁判所は、原

告側が申請した8名の公安警察官のうち4名（当時の大垣署警備課長だった阪上、横山氏。県警警備1課長だった三輪氏、警備局長だった高橋氏）について、承認の手続きをとったことを明らかにしました。

一審裁判所も、警察官尋問の「承認を求める手続き」をとったのですが、「氏名と経歴以外は答えない、不承認」という監督官庁（警察）の回答で、「だったら意味は無い」と不採用としてしまいました。



今回も、警察側は、ほとんど全ての尋

憲訴訟の勝利をめざす「もの言



問事項に対して「不承認」と回答して
くることは確実です。しかし「職務上の
秘密」という理由で証言拒否ができるか
どうかの判断権は、本

来、裁判所にあるはずです。

原告側は「証拠申出書補充書」で、警
察官の尋問事項を「A すでに新聞など
で明らかになっている事柄は秘密にあた
らない」「B 公務の秘密と個人の秘密
をわけ、本人が開示を了承している個人
情報は秘密にあたらない」「C 警察官

の行為の違法性を問う
裁判で警察官に尋問で
きないのは正義に反す
る」の3つに分類し、
監督官庁が「不承認」
としても、裁判所の判
断で尋問を行うべきで
ある、という意見を述べました。



警察官証人の採用についての裁判所の



判断は、「承認・不承認」の回答を受け
取った後となります。裁判所は、警察官
証人尋問の「枠」として、12月12日の午
後と12月14日の午前・午後を確保するよ
うに、と双方の代理人に告げ、警察官の
証人採用への意欲をみせました。



「訴えの変更を許す」

一審では「抹消すべき事柄が特定され
ていない」という理由で門前払い(=却
下)とされた個人情報抹消請求につき、
「議事録」の文言に沿った予備的請求を
加えて、より特定しやすく整理し直した
「訴えの変更」を出していました。

一審被告側の「許すべきでない」とい
う意見を斥けて、裁判所は「訴えの変更
を許す」としました。裁判長は、被告側
に「認否するよう」求め、「2ヵ月必要
だ」というのに対して「(許すべきでな
いという)意見書を書くときに十分に検
討したのではないのですか?」「11月末
まで待ちますから、しっかりとした中身
のある認否をお願いします」と、これま
で認否を明らかにしてこなかった被告側
に釘を刺しました。

★公安警察官の証人採用を求める要請ハガキ。まだお手許にある場合は、できるだけ早く投函して下さい。

★12月の証人尋問には、是非法廷にお運び下さい。「傍聴する価値のある」やりとりになります。警察官証人の採否(採用の場合の日時)の決定がいつになるか、現時点ではわかりません。わかり次第、HPIにアップしますのでご確認下さい。

10月8日、公共訴訟のプラットフォームCALL4の4周年イベントin名古屋に参加しました。東海地域の6つの公共訴訟の当事者や弁護士からのリアルな話が聞けてとても刺激的で学ぶことが多かったです。運営の全てを若者が担っていることにも大変励まされました。



セクシュアリティの法的問題、ゴミ焼却場建設にからむ住民訴訟、名古屋入管でのウィシュマさんの死亡事件国賠訴訟など、それぞれ聞き応えがありました。

それぞれの報告後は、前半後半3つずつのブース交流会がありました。前半の大垣警察市民監視事件に興味持ってくれる若い人も意外に多かったです。

後半は、私は『オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判』のブースに参加して、原告・鈴木げんさんの熱い思いを聞きました。法は戸籍上「俺」になるには生殖臓器の摘出を要件としている。戸籍を変えなければ内臓をとれ、と強制されるのはおかしい。自分だけの問題ではなく、後に続く若い人たちにも適用される法的な判断をと訴えておられました。

この3日後の10月11日には、「(手術を要件とするのは)違憲無効」の審判を得たとのニュース、本当によかったと感動

しました。

パートナーさんも一緒に参加されており、実際に手術



をしたトランスジェンダーの方や、性的指向が同性に向いている方もそれぞれの経験と悩みを率直に話されました。

「多様性」という言葉が盛んに使われていますが、今の社会では、多数者が受容する限度で少数者の権利を認めているのに過ぎないのでは、と思いました。

年齢も性別も関係なく、正しいと思ったことを主張し、裁判だけでなく、社会的な議論や運動を通じて、みんなが生きやすい社会をみんなで作っていく。まさに「もの言う」人たちの集まりで、私たちの裁判の大切さを改めて感じました。

(船田伸子)

**「もの言う」自由を守る会
会員募集中！**

年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》 ゆうちょ銀行
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

「もの言う」自由
を守る会HP ↓

